

産業廃棄物処理施設設置許可申請書関係書類一覧表（申請者が法人の場合）

インデックス番号、添付書類名	記載項目	詳細な内容
1. 事業計画書	①事業者名及び住所	事業者の名称、住所等を明記する。
	②事業の目的	事業の目的を明記する。
	③事業実施場所	事業の実施場所を明記する。
	④施設処理能力	(〇〇単位/日、△△時間)、(〇〇単位/時間)
	⑤廃棄物の処理計画	事業で予定する年間や月間の廃棄物の処理量・処理物の発生量等について明記する。
	⑥搬入計画	運搬車両の主な搬入・搬出経路、台数
	⑦処理する廃棄物の排出元	処理する産業廃棄物の予定される排出事業者、場所等を明記する。
	⑧その他	事業計画として必要と思われる項目、PRしたい項目等を追加して記載する。
	⑨	
2. 産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書	①当該施設の設備概要	当該施設及びその付帯施設の構造、仕様、配置等が分かる資料を整理する。
	② " の装置仕様	
	③ " の設計図面、カタログ等	
	④ " の処理能力算定資料	施設の処理能力をどのように計算して算出したかわかる資料を添付する。
	⑤付帯施設の図面等	
	⑥その他構造を明らかにする資料	
3. 処理工程図	①処理工程図（作業フロー） 移動式の場合は駐機場と移動先に分けて作成する。	搬入、計量、保管、選別、処理、搬出等に関して、その方法や用途などをフローにしてできるだけ詳細に分かりやすく図示する。
4. 当該産業廃棄物処理施設の付近の見取図		
4-1 位置図、配置図等	①位置図	青森県内での位置が分かるもの。
	②見取図	1/50,000～1/1,000 等の地図上で付近集落や主要道路との距離や位置関係がわかるもの。
	③配置図等	1/1,000 以下で事業地内での施設の配置が詳細にわかるもの。
4-2 設置場所の登記簿等	①土地登記簿謄本	施設を設置する土地の所有者及び地籍を証明するための登記簿謄本、地図等
	②公図、17条地図	
4-3 土地の所有権、使用権を証明する書類	①賃貸契約書等	土地を借地して使用する場合は、使用権を証明できる賃貸借契約書等を添付する。
4-4 関係住民との協議資料 ※事前に説明・協議した場合のみ	①事前説明書 ②関係住民の同意書	施設の設置により生活環境の影響を受けると思われる関係住民等の理解や協力を得るために行った事前説明書や同意書がある場合添付する。
5. 当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類		
5-1 構造基準及び維持管理基準  (移動式の場合は駐機場と移動先に分けて作成)	①構造基準とそれに対する対応策 (別紙1参照)	廃棄物処理法に規定される構造基準を記載し、基準に適合するための対応策を併記する。
	②維持管理基準とそれに対する対応策 (別紙2参照)	廃棄物処理法に規定される維持管理基準を記載し基準に適合するための対応策を併記する。
	③産業廃棄物の保管場所の図面及び容量算定計算書	廃棄物の保管場所及び処理物の保管場所の寸法の入った図面を作成し、その容量計算を明記する。(廃棄物の比重は実測した数値(実測データ添付)又は県外廃棄物搬入事前協議での重量換算値を使用する。)
5-2 維持管理計画書  (移動式の場合は駐機場と移動先に分けて作成)	①運転時間(タイムスケジュール)	運転時間や休憩時間等を明記する。
	②設備の点検項目とその頻度及び記録簿	施設の点検項目等や記録簿等の様式の添付及びその点検頻度等を記載する。

	③生活環境への対処方法 ④維持管理体制及び緊急時連絡先	生活環境影響項目に対する環境保全方法等についての体制を明記する。 施設の監視体制及び連絡体制について系統図等で明記する。
5-3 技術的能力を説明する書類	①技術管理者の設置を証明する書類 ※技術管理者が当該法人に雇用されていることを証明する書類を添付すること。(役員等である場合は除く)	法第 22 条に規定される技術管理者を設置することを証明する書類 ((財)日本環境衛生センターで実施される講習会を修了したことを証明する修了証の添付等)
6. 当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する資金の総額、その資金の調達方法を記載した書類	①施設の設置に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類  ②施設の維持管理に要する費用の総額及びその費用の調達方法を記載した書類	当該施設の設置に要する土地の取得費用、各施設購入費用等の資金を算出した書類 (施設の売買契約書等) 及びその資金の調達方法を証明する書類を記載又は添付する。  当該施設を維持管理するために要する費用を算出した資料及びその費用の調達方法を証明する書類を記載又は添付する。
7. 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証明する書類	①貸借対照表 (決算報告書等) ②損益計算書 ③株主資本等変動計算書 ④個別注記表 ⑤納税証明書	直前3事業年度分 " " " "
8. 定款又は寄付行為及び登記簿謄本	①法人の定款 ②法人の登記簿謄本	(申請時から直前3ヶ月以内の登記簿謄本)
9. 住民票の写し、身分証明書、登記されていないことの証明書		
9-1 廃棄物処理法第14条第3項第2号ニに規定する役員の住民票の写し等	①役員の住民票の写し ② " の身分証明書 ③ " の登記されていないことの証明書	申請時から直前3ヶ月以内のもの " "
9-2 5%以上の株主又は5%以上の額に相当する出資者の住民票の写し等	①株主又は出資者の住民票の写し ② " の身分証明書 ③ " の登記されていないことの証明書	申請時から直前3ヶ月以内のもの " " " ※株主、出資者に法人がある場合は、その法人の登記簿謄本と代表者の①～③
9-3 使用人の住民票の写し等	①使用人の住民票の写し ② " の身分証明書 ③ " の登記されていないことの証明書	申請時から直前3ヶ月以内のもの " "
10. 有価証券報告書	直前事業年度に係る有価証券報告書	有価証券報告書の提出により7、8の書類の添付を省略できる。
11. 欠格要件に該当しない旨の誓約書	申請者が欠格要件に該当しないものであることを誓約する書類	申請者が法第14条第5項第2号イからヘまでに該当しない者であることを誓約する書面 (別紙3参照)
12. 先行許可証 (廃棄物処理法施行規則第11条第8項)	下記許可証のいずれか。 ①産業廃棄物収集運搬業(変更)許可証 ②産業廃棄物処分業(変更)許可証 ③特管産廃収集運搬業(変更)許可証 ④特管産廃処分業(変更)許可証 ⑤産廃処理施設設置(変更)許可証	平成12年10月1日以降に受けた許可であって、当該許可の日から起算して5年を経過しない許可を受けている場合は、先行許可証の提出により9-1～9-3の住民票等の添付を省略できる。
13. その他	①委任状 (代理人申請する場合) ②関係法令に関する届出書等	代理人に対する委任状と代理人の身分証明書等 関係法令で他部署に提出した届出書類の写し
14. 生活環境影響調査書	①廃棄物処理法に基づく内容の調査書	法に規定する内容を満たす調査書を添付する。

(別紙1)

木くず・がれき類の破碎施設の構造基準

構造基準	基準を満たしていることの説明、その対応策
○共通基準（廃棄物処理法施行規則第12条）	
①自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。	
②削除	
③産業廃棄物、産業廃棄物処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。	
④産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。	
⑤著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。	
⑥施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理施設が設けられていること。	
⑦産業廃棄物の受入れ設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有すること。	
○個別基準（同法施行規則第12条の2第9項）	
①破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置等が設けられていること。	

※木くず・がれき類の破碎施設以外の場合は、上記項目の個別基準を、廃棄物処理法施行規則第12条の2に規定により、当該申請する施設が該当する項目に変更してください。

(別紙2)

木くず・がれき類の破碎施設の維持管理基準

維持管理基準	基準を満たしていることの説明、その対応策
○共通基準（廃棄物処理法施行規則第12条の6）	
①受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	
②施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	
③産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	
④施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	
⑤産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	
⑥蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	
⑦著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	
⑧施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとともに、定期的な放流水の水質検査を行うこと。	
⑨施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること	
○個別基準（同法施行規則第12条の7第9項）	
①破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずることとする。	

\*木くず・がれき類の破碎施設以外の場合は、上記項目の個別基準を、廃棄物処理法施行規則第12条の7に規定により、当該申請する施設が該当する項目に変更してください